

2023年12月15日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第80号

「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等の公表

コメントの募集

2022年12月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「ディスクロージャーWG報告」という。）において、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」すること及び開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することが示されました。当該ディスクロージャーWG報告に沿って2023年3月に金融商品取引法等の一部を改正する法律案（以下「法律案」という。）が国会に提出され、2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）として成立し、これにより金融商品取引法（昭和23年法律第25号）が改正されました（以下「改正後の金融商品取引法」という。）。当委員会では、法律案において施行日が2024年4月1日とされていたことから、法律案の成立を前提に四半期報告書制度の見直しへの対応について、検討を重ねてまいりました。

今般、2023年12月13日開催の第516回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

- 企業会計基準公開草案第80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「本会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第82号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「本適用指針案」という。）

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、2024年1月19日（金）までに、原則として電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。



記

電子メール：chukan_2023ed@asb-j.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではありません。さらに、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

■ 本公開草案の公表理由

2023年11月に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第79号）が成立し、四半期開示の見直しとして、上場企業について金融商品取引法上の四半期開示義務（第1・第3四半期）が廃止され、開示義務が残る第2四半期報告書を半期報告書として提出することとされた。これにより改正後の金融商品取引法上は半期報告書において中間連結財務諸表又は中間個別財務諸表（以下合わせて「中間財務諸表」という。）が開示されることになるため、当該中間財務諸表に係る会計処理及び開示に関する取扱いを提案することとした。

■ 本公開草案が提案する会計処理を適用する会社

本公開草案は、次の会社が半期報告制度に基づき作成する中間財務諸表に適用する。

- (1) 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号に掲げる上場会社等
- (2) 金融商品取引法第24条の5第1項ただし書きにより、同項の表の第1号に掲げる上場会社等と同様の半期報告書を提出する第3号に掲げる非上場会社

■ 開発にあたっての基本的な方針

（提案内容）

本公開草案は、改正後の金融商品取引法に従って新たに半期報告書において開示される中間財務諸表に係る会計処理及び開示を定めることを提案している。本公開草案の開発にあたっての基本的な方針として、基本的に企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（以下合わせて「四半期会計基準等」という。）の会計処理及び開示を引き継ぎ、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする中間財務諸表に係る取扱いと四半期会計基準等の取扱いに差異が生じる可能性がある項目については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続して適用可能となる取扱いを提案しており、そのうち一部の項目については経過措置として定めることを提案している。

(提案理由)

改正後の金融商品取引法では、四半期報告書制度に基づき四半期財務諸表を作成していた上場会社等及び非上場会社が新たに中間財務諸表を作成することが規定されたことから、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書において開示される中間財務諸表に関する会計基準の開発を行うことを提案している。

本公開草案が適用される中間財務諸表を含む半期報告書制度の概要は、次のとおりである。

- (1) 半期報告書では中間会計期間（6 か月間）を1つの会計期間とした中間財務諸表を作成する。
- (2) 従前の四半期報告書と同様に、中間会計期間終了後、45 日以内の政令で定める期間内での提出が求められる。
- (3) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正案は、ディスクロージャーWG 報告（「上場企業の半期報告書については、現行と同様、第2 四半期報告書と同程度の記載内容とする」）に基づき作成されている。

本公開草案は上記(1)の半期報告制度の概要を前提として、期首から6 か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とする中間財務諸表に係る会計処理を定めることを提案している。

この場合の開発にあたっての基本的な方針として、上記(3)の半期報告制度の概要を前提として、中間財務諸表の記載内容が従前の第2 四半期報告書と同程度の記載内容となるように、基本的に四半期会計基準等の会計処理及び開示を引き継ぐことを提案している。

この方針により多くの取扱いは四半期会計基準等の定めをそのまま引き継ぐことができるが、期首から6 か月間を1つの会計期間（中間会計期間）とした場合と、四半期会計基準等に従い第1 四半期決算を前提に第2 四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある次の項目については、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間であることから、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを提案している。このうち、(3)から(6)については、経過措置を定めることを提案している。

- (1) 原価差異の繰延処理（本会計基準案第17 項）
- (2) 子会社を取得又は売却した場合等のみなし取得日又はのみなし売却日（本会計基準案第20 項）
- (3) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法（本適用指針案第4 項）
- (4) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（本適用指針案第7 項）

- (5) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理(本適用指針案第3項)
- (6) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理(本適用指針案第28項)

質問1(開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

■ 今後の基準開発の方向性

本公開草案では、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの準備期間が非常に短い中で、短期的な対応として、改正後の金融商品取引法に従って新たに中間財務諸表を作成する場合の会計処理及び開示について提案している。

一方、今般の法改正により、金融商品取引法上は中間財務諸表のみを作成することになるが、上場会社においては四半期決算短信が提出されるため、引き続き3か月ごとに決算が行われることになる。四半期決算短信については取引所規則に従うこととされているが、上場会社の観点からは四半期決算短信と中間財務諸表は連続したものとして作成することから、同じ会計基準等に基づいて中間決算と四半期決算を行うべきであるとの意見が聞かれている。

また、財務諸表利用者の観点からも、四半期決算短信と中間財務諸表との間で期間比較できるように、中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれている。

ここで、本公開草案においては、期首から6か月間を1つの会計期間(中間会計期間)とする会計処理を原則としつつ、基準開発の時間的な制約を考慮し、四半期ごとの報告から中間会計期間での報告となることにより生じる四半期会計基準等との取扱いの差異については、従来の四半期会計基準等に基づく取扱いが継続可能となる経過措置を定めている。

前述の中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づくべきとの意見を踏まえると、本公開草案が会計基準等(以下「中間会計基準等」という。)として確定した後に企業の報告頻度(中間又は四半期)が異なることにより生じる中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの差異を解消するため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等(以下「(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等」という。)を開発し、取扱いを統一することが考えられる。統一の方法には複数の方法が考えられるが、国際的な会計基準におけるIAS第34号「期中財務報告」(以下「IAS第34号」とい

う。)においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており（IAS 第 34 号第 28 項）、この原則を採用することが考えられる¹。この方法によった場合には、本公開草案で経過措置を設けている次の 4 つの会計処理の取扱いの変更を検討することが考えられる。

- (1) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法（本適用指針案第 4 項）
- (2) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（本適用指針案第 7 項）
- (3) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理（本適用指針案第 3 項）
- (4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（本適用指針案第 28 項）

なお、金融商品取引法上は四半期報告制度が廃止されるが、上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第 1・第 3 四半期決算短信の報告が行われるため、今後、（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発が行われるまでの間、四半期会計基準等は適用を終了しないことを予定している。

質問 2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

■ その他

質問 3（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

以 上

¹ IAS 第 34 号第 28 項の原則の採用を検討するものであり、IAS 第 34 号の個々の取扱いを取り入れるかどうかを検討するものではない。